

令和8年10月29日

ひたちなか市長 大 谷 明

入 札 公 告 （電子入札）

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

1 入札対象工事

- (1) 工事件名

津田小学校1・2号棟屋上防水及び外壁改修工事
- (2) 工事場所

津田東1丁目地内
- (3) 工事概要

1. 直接仮設

1 式

2. 防水改修

シーリング（MS－2 20×10）

1, 735 m

ガラスとめシーリング（SR－1）

1, 781 m

ウレタン塗膜防水（X－2, 平面）

760 m²

ウレタン塗膜防水（X－2, 立上り）

88.6 m²

アルミ笠木（W200～300）

259 m

アルミ製横棧付笠木（W200, ベランダ）

35.8 m

アルミ製手すり付笠木（W150, 外部階段）

16.7 m

3. 外部改修

外装薄塗材E

232 m²

複層塗材E

1, 893 m²

ひび割れ補修（自動式低圧エポキシ樹脂注入工法）

172 m

欠損部補修

25.0 か所

4. 塗装改修

SOP塗り（工程B種）

12.0 m²

DP塗り（工程A種）

1.0 m²

弱溶剤2液型ポリウレタンエナメル塗り

67.0 m

5. その他

屋上手すり（格子フェンス）

38 m

天井ボード塗り（化粧せっこうボード）

1.0 式

(4) 工 期

令和9年3月26日まで

(5) 予定価格

60,020,000円(税抜き)

(6) そ の 他

週休2日制促進工事（発注者指定型）の対象工事

2 入札参加形態

単体によるものとする。

3 入札参加資格

一般競争入札の参加者は、次の各号に掲げる要件をすべて備えている者とする。

- (1) ひたちなか市内に本社又は営業所を有するものであること。
- (2) ひたちなか市建設工事等入札参加資格選定要綱（平成6年告示第5号。以下「入札参加資格選定要綱」という。）第16条に規定する令和7年度建設工事等入札参加有資格者名簿（以下「名

簿」という。)に登載されている者であること。

- (3) 政令第167条の4の規定により、ひたちなか市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (4) ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱(平成6年告示第6号)に基づく指名停止措置を、この公告の日から入札の日までの間のいずれの日にも受けていない者であること。
- (5) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に定める経営事項審査を受けている者であり、その審査基準日は契約締結日から1年7箇月以内であること。
- (6) 名簿における塗装工事の総合点数が670点以上の者で、かつ、建設業法(昭和24年法律第100号)第19条の2に規定する現場代理人及び同法第26条に規定する主任技術者を専任で配置できること。ただし、下請代金の総額が5,000万円以上となる場合は、建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を有し、主任技術者に代えて監理技術者(監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者に限る)を専任で配置できること。
- (7) 上記技術者については、引き続き3箇月以上の雇用をしている者であること。
- (8) ひたちなか市が発注した同種工事において施工実績がある場合、工事成績評定点(ひたちなか市建設工事成績評定要綱の規定により採点された評定点をいう。)の令和7年度分の平均点数及び令和8年度の点数が全て60点以上であること。
- (9) 手持工事(本市が一般競争入札を実施して発注した建設工事のうち、請負契約を締結したものであって完了検査に合格していないもの及び落札したもの(落札候補者(予定価格の範囲内で最低の価格を提示した者をいう。以下同じ。)となっているものを含む。)であって請負契約の締結に至っていないものをいう。)の件数が、参加しようとする一般競争入札の入札参加申請受付最終日から当該一般競争入札の開札時点までの間において2件以内であること。

4 入札参加申請等

- (1) 入札方法は電子入札システム(以下「システム」という。)による。
- (2) 入札参加申請は、令和8年10月30日から令和8年11月17日の午前9時から午後5時までにシステムにより行うこと。ただし、システムにより難しい場合には、紙入札参加届出書及び一般競争入札参加資格審査申請書を提出すること。

5 設計図書の閲覧又は貸与

- (1) 設計図書は、入札情報サービス(以下「PPI」という。)によりインターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること。

URL:<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/kanri/ebid/denshinyusatu-information.html>

- (2) 書面による設計図書の閲覧又は貸与を希望する場合は次により行う。

①期 間 令和8年10月30日から令和8年11月20日まで
土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

②場 所 ひたちなか市総務部契約検査課

③貸 与 貸与は原則として1回を限度とし、1回につき1日を限度とする。

- (3) 設計図書等に対する質問がある場合には、簡易な内容確認を除き、令和8年11月17日正午までに、質疑応答書により、ひたちなか市総務部契約検査課にファクシミリ又は電子メールにより提出するものとする。
- (4) (3)の質問に対する回答は令和8年11月18日にひたちなか市ホームページに掲載する。

6 現場説明会

現場説明会は行わない。

7 入札書の提出

- (1) 入札書は、令和8年11月18日から令和8年11月20日の午前9時から午後5時までにシステムにより提出すること。ただし、紙入札参加届出書を提出している場合は、郵送(一般書留、簡易書留、配達証明に限る。)により提出すること。入札書を郵送で提出する場合は、令和8年11月20日午後5時必着とし、期限までに到着しない場合は無効とする。

- (2) 入札書提出期限当日におけるシステムの故障等やむを得ない事情がある場合には、市長の指示によるものとする。
- (3) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、政令及びひたちなか市財務規則（平成6年規則第41号）その他関係法令を遵守すること。
- (4) 入札者は、消費税にかかる課税事業者、免税事業者を問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しは認めない。
- (6) 最低制限価格を設定する。

8 工事費等内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札金額に対応した工事費等内訳書を提出すること。作成方法等は、ひたちなか市工事費等内訳書取扱基準による。
- (2) 提出方法は、システムにより入札書に電子ファイルで添付すること。なお、事前に承諾を得た場合には郵送（一般書留、簡易書留、配達証明に限る。）により提出できるものとする。工事費等内訳書を郵送で提出する場合は、令和8年11月20日午後5時必着とし、期限までに到着しない場合は無効とする。

9 入札執行の日時及び場所等

- (1) 日 時 令和8年11月24日 午前10時00分
- (2) 場 所 ひたちなか市役所 2階 入札室
- (3) 入札を執行することが適当でないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は延期することができる。

10 落札候補者等の決定方法

- (1) 開札後、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格を提示した者のうち、最低の価格を提示した者を落札候補者とする。
- (2) (1)の場合において、最低の価格を提示した者が2人以上あるときは、システムのくじにより落札候補者及びその次の順位以降の者（以下「次順位者」という。）を決定する。

11 入札参加資格審査書類の提出

落札候補者は、入札終了後、下記の入札参加資格審査書類をファクシミリ又は電子メールにより提出すること。ただし、入札参加申請時にシステムにより提出している場合は除く。

審査書類の作成費用は落札候補者等の負担とし、提出された審査書類は返却しない。

(1) 提出書類

- ① 技術者の引き続き3箇月以上の雇用関係を確認できる書類（ア～ウのいずれかの写し）
 - ア 技術職員名簿（県土木部監理課の受付印のあるもの）
 - イ 監理技術者資格者証
 - ウ その他引き続き3箇月以上の雇用関係にあることを証明できる書類（住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、雇用証明書など）
- ② 施工等実績調書
- ③ 主任（監理）・管理技術者配置予定調書

(2) 提出期限

- ① 日 時 令和8年11月24日 午後5時まで
ただし、次順位者であった者の提出期限は別に指定する。
- ② 送信先 ひたちなか市総務部契約検査課

12 落札者の決定方法

- (1) 入札参加資格審査書類により、落札候補者について入札参加資格の審査を行う。
- (2) 入札参加資格審査の結果、落札候補者に入札参加資格があると認めたときは、落札者とする。
- (3) 入札参加資格審査の結果、落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、次順位者を落札候補者とし、この者につきあらためて入札参加資格の審査を行う。この審査は落札者が決定する

まで行う。

1 3 入札保証金

入札保証金は免除する。

1 4 契約保証金

次に掲げるいずれかの保証を付すこと。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保としての国債の提供
- (3) 銀行等又は保証事業会社の保証
- (4) 公共工事履行保証証券による保証
- (5) 履行保証保険契約の締結

1 5 支払条件

- (1) 前払金及び中間前払金については、ひたちなか市財務規則及びひたちなか市公共工事前払金取扱要綱（平成26年告示第108号）に基づき請求できる。
- (2) 部分払については、ひたちなか市財務規則に基づき請求できる。

1 6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) ひたちなか市工事費等内訳書取扱基準第6に該当した場合
- (2) 市長の承認を得ず、又は指示によらずに紙入札をした場合
- (3) 同一の案件においてシステムによる入札と紙入札とを重複して行った場合
- (4) 入札参加者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反して入札した場合

1 7 その他

- (1) 入札した者は、入札後この公告及び設計図書等について不明等を理由として、異議の申し立てをすることはできない。
- (2) その他詳細不明の点についての照会先

ひたちなか市総務部契約検査課

電話番号 029-273-2457

ファックス番号 029-276-5381

メールアドレス keiyaku@city.hitachinaka.lg.jp